



米国長期第2次地表水処理強化規則 (LT2ESWTR) を巡る 訴訟と判決 (その3)

3. 米国控訴裁判所の判決から (概要) -前号からの続き-

III

次に、両市は、当該規則は情報データによるサポートに欠けており、また、クリプトスポリジウムの感染性について間違った推計に基づいており、さらに、重要なパブリックコメントに対して十分な対応をとっていないことから、規則は恣意的で信頼できないと主張する。

まず第一に、「原水処理要求 (the source water treatment requirement)」については、情報データによる十分なサポートが見出せる。クリプトスポリジウムが多くの水道システムの原水に存在するという十分な証拠を環境保護庁は用意している。実際、ポートランド市は、環境保護庁に対して、試験において原水にクリプトスポリジウムが検出されたことを周知している (2005年6月にポートランド市が環境保護庁に提出した白書)。また、情報データには、そのような原水に対して新たに要求している「浄水技術」がクリプトスポリジウムのレベルを抜本的に減少させるという証拠が含まれている。

「カバー又は浄水処理」規定に対する異議申し立てにおいて、カバーのない配水池に蓄えられた浄水をクリプトスポリジウム対策のために処理しなければならないという要求は情報データによる証拠と合理的な関係を有していないと、ポートランド市は主張する。ポートランド市によれば、カバーのない配水池でクリプトスポリジウムの存在を証明した研究は Mark LeChevallier 博士によるもののみで、それもポートランド市のものほど保護されていない配水池を調査したものである。ニューヨーク市も、同研究はカバーのない配水池がクリプトスポリジウムの脅威があることを示していないと主張する。

しかし、実際のところ、環境保護庁は規則の公布に当たって、複数の関連する研究に頼っている。環境保護庁は、鳥類がしばしばカバーのない配水池に飛来し、鳥の糞がクリプトスポリジウムの源となりうることを示す研究を引用している。さらに、環境保護庁は、違法な水泳や配水池への物の投入を通じて、都市地域における配水池の人為的な汚染を証拠書類で証明している。

その上、両市が非難する LeChevallier 博士の研究は、両市が主張するよりももっと関連がある。同研究は6つの配水池を調査しており、そのうちのいくつかはニューヨーク市やポートランド市のものと極めて似かよっている。例えば、(ニュージャージー州の)「Stanley Levine 配水池」は、ニューヨーク市やポートランド市の配水池と同様に、フェンスが設置され、排水の流入を防止しており、鳥類

や小動物のみによって汚染されうる。

(参考) Stanley Levine 配水池 (Google Earth より)



確かに、LeChevallier 博士の研究では、検出されたクリプトスポリジウムが活性を有しているかどうか述べていないし、また、存在するクリプトスポリジウムの濃度レベルからは公衆衛生リスクは低いであろうと推断している。しかし、環境保護庁は 1998 年の規則制定において、水道水におけるクリプトスポリジウムの安全な濃度レベルはないと決定し、この決定について両市から異議申し立てはなかった。そして、「Section 300g-1(b)(7)(A)」は、環境保護庁に対して、可能な限りゼロに近くクリプトスポリジウム濃度レベルを減少できる「浄水技術」を選定するよう求めている。配水池に入ってくるクリプトスポリジウムの量が与える脅威は最小限度であるという点では、ニューヨーク市及びポートランド市は正しいかもしれないが、配水池を覆蓋するか浄水処理することによってクリプトスポリジウムの量が減るであろうことについて、両市ともに否定していない。したがって、情報データに基づく証拠は規則を十分にサポートしている。

次に、両市は、クリプトスポリジウムの感染性について間違った推計に依存しているという主張である。しかし、環境保護庁は、感染性の推計について詳細な説明を行うとともに、専門家からなる科学諮問委員会の助言による推計に基づいている。

いずれにしても、感染性の推計についての両市の批判は要点をはずれている。上述したように、安全飲料水法は、費用効果分析にかかわらず、クリプトスポリジウムに対しては実施可能な最も厳しい浄水技術を課するよう、環境保護庁に対して要求している。たとえ、環境保護庁の感染性の推計が間違っていたとしても、その誤りは害を与えていない。申し立てられた誤りは、環境保護庁が当該規則による便益を誇張することとなっていたかもしれないが、それは、規定された「浄水技術」の実施可

能性に影響力を持たなかったことから、最終規則に影響を及ぼすことはなかった。

最後に、両市は、科学者の一人によって 2001 年の研究で進められた感染性の推計を環境保護庁が却下したことに異議を唱えるコメントを環境保護庁が無視したと主張する。また、両市は、クリプトスポリジウム症発生の推計において、環境保護庁は公衆衛生データを無視したと主張する。我々は、どちらの訴因についても争う。最終規則において、最近のより多くの研究から、以前に環境保護庁が考えていたよりもクリプトスポリジウムの感染性が高いと信じられるようになっていると、環境保護庁は説明している。

さらには、環境保護庁がパブリックコメント全てに回答する義務を有していないことから、環境保護庁がパブリックコメントに対して十分な回答をしたかどうかは、重要なことではない。(環境保護庁には、規則制定段階において、全ての「重要な」コメントに対して熟考した上での回答を行うことが義務づけられている。)「重要なコメント」とは、もし本当なら政府機関の意思決定に関連した問題を提起するとともに、もし採用されれば政府機関の規則案の変更が必要となるであろうコメントのことである、とされている。この基準によって判断すると、ポートランド市及びニューヨーク市のコメントは重要なものではない。安全飲料水法が環境保護庁に対してクリプトスポリジウムに対して実施可能な最も厳しい浄水技術を課するように求めていることから、また、いずれのコメントも課された技術が実施不可能であることを示していないことから、これらのコメントが最終規則に影響を与えることはできず、環境保護庁はこれらのコメントを無視しうる。

IV

次に、ポートランド市及びニューヨーク市は、環境保護庁は周知及びコメントのための機会を十分に用意しなかったと主張する。両市は、リスク軽減という選択肢が含まれるとともにクリプトスポリジウム対策として浄水を処理することを求めている規則案は関係者で構成する委員会の総意であることから、カバーのない配水池の安全性についてコメントをする必要があったとは気づかなかったという。また、両市は、本件に係る環境保護庁の要求は非常にあいまいであったと主張する。再度、我々は争う。

政府機関は、最終規則が規則案の論理的な拡大である限り、規則案と厳密に一致していない規則を公布できるとされている。規則案において、カバーのない配水池において生じる汚染について懸念し続けていることを環境保護庁は明確にしている。そして、環境保護庁のパブリックコメント募集における最初の 2 つの質問において、以下の点についてコメントを求めている。

(1) カバーのない水道システムに対して、リスク管理計画を実施するか、施設をカバーする代わりにウイルスを不活化するために配水池から出る水を処理することは適切か？

(2) カバーのない配水池においてはクリプトスポリジウムが増加することが見出されていることから、水道システムが配水池をカバーする代わりに配水池から出る水を処理する場合、水道システムはクリプトスポリジウムを不活化することが求められるべきか？

このことから、環境保護庁がカバーのない配水池に懸念を持っているのみならず、最終規則が配水池をカバーするか、クリプトスポリジウム対策として浄水処理するか、を要求する可能性があることを、両市は承知しているべきであった。

V

当該規則に対する両市の最後の非難は、環境保護庁が利用可能な最適の科学を用いなかったことである。行政機関の行為は科学に基づくものであり、行政庁は(1)考査を受けた利用可能な最適の科学、及び(2)認められた又は利用可能な最適な手法を用いなければならない、と安全飲料水法は規定している。環境保護庁は費用効果分析のいくつかの箇所において時代遅れの科学を用いており、環境保護庁は当該規定に違反していると、ポートランド市及びニューヨーク市は主張する。

まず、感受性の強いサブ母集団（例えば、AIDS患者）は通常よりも多くのボトル水を飲む傾向にあることから、環境保護庁はこのような集団における水道水の消費を低く推計すべきであったと、両市は主張する。しかし、そのような主張をサポートする又は影響を推測するためのデータに欠けていることから、環境保護庁はそうすることを理論的に断っている。

次に、環境保護庁はろ過を行っていない水道水におけるクリプトスポリジウムの量を推計するために古いデータを用いていると、両市は主張する。しかし、環境保護庁はろ過を行っていない水源に関連した新たな利用可能なデータはないと説明している。したがって、環境保護庁が古いデータを用いたことは、申し分なく合理的である。

最後に、環境保護庁は自身の科学者のクリプトスポリジウム感染性についての推計を無視し、その代わりに例外的に高い推計を採用していると、両市は主張する。しかし、高めの推計は専門家の調査の後に行われた調査に基づいており、また、科学諮問委員会からの助言を用いて進められたものである、と環境保護庁は説明している。したがって、環境保護庁の新しい推計は過去のものよりも高くなっているが、環境保護庁はまことしやかな説明を行っており、また、当時における考査を受けた利用可能な最適の科学を描いている。

さらには、環境保護庁が不十分な科学に依存していたとしても、その誤り—ポートランド市及びニューヨーク市によって申し立てられた多くの誤りのような—は害を与えていない。もし、両市が申し立てる誤りが事実であれば、環境保護庁の費用効果分析は規則の便益を誇張していることになることを意味するが、安全飲料水法は、費用効果分析にかかわらずクリプトスポリジウムに対して実施可能な最も厳しい浄水技術を選定するよう環境保護庁に求めていることから、それらは、最終規則に影響を与えることはできなかったはずである。環境保護庁が規則を決定するために時代遅れの又は信頼できない科学を用いていたとしたら、両市は効力のある申し立てとすることができたであろうが、両市が異議を申し立てる科学は、求められる浄水技術の実施可能性と関連しない。

VI

結論として、当該規則制定についてのポートランド市及びニューヨーク市の非難は、全て不正確か的はずれ、又は両方である。環境保護庁は利用可能な最善の科学を用い、また、規則をサポートするための十分な証拠、何を検討しているかについての公衆への明確な周知、そして、コメントに対する十分な回答を行っている。環境保護庁の費用効果分析、科学の利用及びコメントに対する回答に、両市が主張するように不備があったとしても、これらの誤りは最終規則に影響がなく、害を与えていない。よって、我々は、再審理を求める請求を棄却する。

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。